ニ　自然や文化財等の地域産業資源の持続的活用のための配慮

自然や文化財等の保護の観点から、自然や文化財等の地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業計画を作成する場合は、その地域産業資源の活用により自然や文化財等そのもの又はその周辺の環境が破壊されることがないよう、それら地域産業資源の持続的活用のための配慮がなされていることが必要である。

ホ　事業計画の実現可能性

事業計画の内容が具体的かつ明確であり、その主体となる中小企業者の実施体制及び資金計画等を踏まえ、十分な実現可能性があることが必要である。

②　地域産業資源活用事業計画の評価体制の整備

国は、法第六条第一項の規定に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を適切に行うため、評価委員会を設置し、その評価を踏まえて認定の適否を判断することとする。

評価委員会は、地域産業資源活用事業計画を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家及び関係都道府県等で構成することとし、案件に利害関係等を有する者は当該案件の評価に関与しないこととする。評価委員会においては、「①　基本的な評価基準」に基づき評価を行う。

(6)　計画期間

地域産業資源活用事業計画の実施期間は、三年以上五年以内とする。

3　地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項

(1)　基本的な考え方

地域産業資源活用事業が、地域経済の活性化に寄与するものとなるためには、当該地域産業資源に対する消費者等の認知度の向上及び関連する市場規模の拡大を通じ、当該地域産業資源活用事業の活動を促進するものであることが求められる。

また、地域産業資源が有する品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の目に見えない本質的な価値は、その固有性や希少性により地域ブランドの基礎となるものであり、これを有効に活用していくためには、都道府県、市町村、地域の中小企業者や関係団体等が連携して、ブランド化に向けて意識的かつ効果的にこれを発信する仕組みを作っていくことが特に重要となる。

都道府県及び市町村は、地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化を推進するに当たっては、適切な役割分担の下、それぞれが相互に連携しながら、国、関係団体等とともに、地域産業資源活用事業の効果を高めるよう努めることが求められる。

(2)　地域産業資源を活用した商品・役務に係る品質等の水準の確保

地域産業資源を活用した商品・役務の付加価値を高め、地域ブランドとして育成していくためには、当該商品・役務に関して一定水準の品質を確保することが重要であり、関係事業者、関係団体等による品質基準の策定や品質管理の取組等が求められる。

(3)　都道府県及び市町村の施策との整合性

都道府県及び市町村が地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化を推進するに当たっては、当該都道府県及び市町村が実施している施策の有効活用が十分に検討されることが重要である。また、当該都道府県及び市町村が今後行う関連施策の方向性に合致していることが期待される。

具体的には、当該地域産業資源の活用の促進が、当該都道府県及び市町村の地方版総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第九条第一項及び第十条第一項に基づき策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）等のビジョンや中長期計画、各種施策の方針等と関連付けられていることが望ましい。

(4)　都道府県における地域産業資源活用事業の促進の方向性

都道府県において、地域産業資源活用事業を促進するための施策を実施する際には、次の①から③までに掲げる事項が基本的な方向性として期待される。各地域の実情に応じて、国、市町村の施策等と連携して効果的な支援が行われることが望ましい。

①　地域産業資源等の認知度向上

地域産業資源及びそれを活用した商品や役務に関する認知度を向上させるため、地域内外の関係事業者や消費者等に積極的に広報・周知を行うことが重要である。

②　国と都道府県との連携

国と都道府県とが連携して地域産業資源活用事業を促進するため、都道府県は、地域産業資源活用事業計画の認定の際に国から提供される当該計画に係る情報を活用し、当該認定地域産業資源活用事業を国と連携して推進することが重要である。

また、認定地域産業資源活用事業が都道府県の支援する事業である場合には、国は、支援施策を優先的に実施する等、相互に連携して事業を推進することが重要である。

③　都道府県と市町村との連携

市町村による地域産業資源を活用した事業活動の促進のための施策がより効果的なものとなるよう、都道府県は、市町村の求めに応じ、情報提供、助言等必要な支援を行うほか、市町村が支援する地域産業資源活用事業については、相互に連携してこれを支援することが重要である。

(5)　市町村における地域産業資源を活用した事業活動の促進の方向性

市町村において、地域産業資源を活用した事業活動を促進するための施策を実施する際には、国、都道府県の施策等とも連携し、次の①から③までに掲げる事項を基本的な方向性とすることが期待される。また、各地域の実情に応じて、国、都道府県の施策等と連携して効果的な支援が行われることが望ましい。

①　地域産業資源の認知度向上

地域産業資源及びそれを活用した商品や役務に関する認知度を向上させるため、地域内外の関係事業者や消費者等に積極的に広報・周知を行うことが重要である。

②　新たな地域産業資源の掘り起こし

第2に示したとおり、地域の中小企業にとって競争力の源泉となる地域産業資源の価値は、消費者等に特徴的なものとして認識されることで実現されるものである。地域に密着している市町村には、地域産業資源を新たに発掘し、その価値に対する認識を地域内で共有し、これを域外に発信することで、広く消費者等にその価値に対する認識の浸透を図ることが求められる。

また、新たに発掘し、その活用を促進しようとする地域産業資源が、法第四条第一項の規定に基づく地域産業資源の内容の指定を受けていない場合には、同条第二項の規定に基づき都道府県に対して申出を行うことも必要である。

③　地域を挙げた地域産業資源活用事業の促進（「ふるさと名物応援宣言」等）

地域産業資源を活用した事業活動の促進により地域経済の活性化を図るためには、地域における面的な取組（同業者による水平連携、生産、加工、販売等の垂直連携等）により、地域ブランドの育成・強化を図り、地域産業への波及効果を促すことが必要である。

そのためには、地域の実情に通じ、様々な関係者との連携の軸となり得る市町村が、地域産業資源を活用した事業活動の促進に、積極的に関与することが必要である。

具体的には、市町村において、地域を挙げて支援を行う地域産業資源を活用した商品・役務（以下「ふるさと名物」という。）を特定し、情報発信を行う「ふるさと名物応援宣言」を実施した上で、地域ブランドの育成・強化に向けた継続的な取組を行うことが効果的である。その際、市町村が旗振り役又は後見役として、地域の関係事業者や関係団体等とも連携しつつ、複数の中小企業者による取組を推進することが重要である。